平成２７年（フ）第４６４０号
大阪府豊中市庄内宝町２丁目４番14の２号、前住所大阪府豊中市庄内宝町２丁目４番３号
債務者　市川　　愛（旧姓白井）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２１号
大阪府守口市梶町３丁目31番９号
債務者　菅　　直美（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８２６号
大阪市阿倍野区丸山通１丁目２番47号フィリスコート301号、前住所大阪市阿倍野区阪南町３丁目30番16号グランディール阿倍野402号
債務者　山田　真弓
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８４７号
大阪市淀川区西三国４丁目３番25―202号
債務者　斉藤千代子こと　齋藤千代子（旧姓植田）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８６４号
大阪市住吉区山之内１丁目19番13号
債務者　松下　綾子
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第４８８０号
大阪府豊中市箕輪１丁目28番14―105号
債務者　藤田ひさゑ
1　決定年月日時　平成27年12月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月27日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２７年（フ）第５６号
北海道砂川市西５条北16丁目１番１―15号
北光団地西５条１号棟15号
債務者　草川　三男
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２７年（フ）第１５８号
北海道帯広市東１条南22丁目11番地２　プライムローズ22―101
債務者　Ｂ―Ｈ．Ｃ．Ｇ―ＳＴＯＲＥこと　樋口　　学
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後３時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第１９３号
北海道帯広市西１条南18丁目13番地　第２Ｈ．Ｄ．Ｋビル606
債務者　橋本　雅代
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２７年（フ）第３３７号
岩手県岩手郡雫石町塩ケ森41番地21
債務者　熊谷　　司
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第３３８号
岩手県岩手郡雫石町塩ケ森41番地21
債務者　熊谷　光江
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２７年（フ）第６９号
福島県会津若松市神指町横沼226番地、前住所福島県会津若松市昭和町２番38―201号サンデュエル会津中央
債務者　佐藤　澄雄
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第７５号
福島県会津若松市西年貢１丁目２番25号　会津ゼネラル社員寮207号室、前住所福島県喜多方市岩月町大都字荒田608番地
債務者　岩本あさみ（旧姓五十嵐）
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２７年（フ）第２５４号
静岡県富士宮市上条863番地
債務者　本山　朗寛
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２７年（フ）第８７号
岡山県津山市小田中８番地14、前住所岡山県津山市平福496番地　さくら荘８号
債務者　中谷　実余
1　決定年月日時　平成27年12月３日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２７年（フ）第２４４号
香川県高松市仏生山町甲3202番地21
債務者　大平　幾治
1　決定年月日時　平成27年12月３日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２７年（フ）第１１２号
香川県丸亀市垂水町1582番地４
債務者　豊田　敏恵（旧姓水落）
1　決定年月日時　平成27年12月２日午前10時50分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年１月28日まで
高松地方裁判所丸亀支部